



消費生活

サポーター通信

令和2年度第1号

今月のテーマ

ワイファイ

ポケットWi-Fiの契約で パソコンが無料？

事例

ポケットWi-Fi契約で
パソコン無料!



- ・ ショッピングセンターで「ポケットWi-Fiを契約すると**パソコン無料**です！」と声をかけられた。
- ・ 「パソコン無料」に魅力を感じ、その場で契約した。
- ・ その後、契約書をよく見ると、**ポケットWi-Fiとパソコンの代金の合計額が請求されていた。**
- ・ 業者に電話をすると「通常はそのくらいの価格である」と言われた。

アドバイス



契約内容をよく確認！

通信契約は原則クーリング・オフ制度が適用されません。
契約書をよく読み、事業者の説明を受け、納得してから契約しましょう。



必要がなければきっぱり断る！

「無料」「プレゼント」などの言葉に惑わされずに、自分にとって**本当に必要なものかよく考え**ましょう。

ポケットWi-Fiって何？

家でも、外に持ち運んでもWi-Fiに接続してネットが楽しめる通信端末のこと



通信契約は8日以内であれば**契約解除できる場合があります**。(初期契約解除制度等)
困ったなと思ったらすぐに**消費生活センター**に相談してください。

◆ご相談は...

消費者ホットライン 局番なし ☎ **188** (お近くの消費生活センターにつながります)

令和2年4月発行
青森県消費生活センター ☎017-722-3343 (平日9:00~17:30 土・日・祝日10時~16時 (年末年始休み))

いやや



青森県消費生活センター
マスコットキャラクター
(消費者教育推進大使)
デルミちゃん
☎(Tel. Me)